

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇ほか607名

被告 長崎県外1名

弁論要旨 (利水面)

2018（平成30）年4月23日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 八木 大和

1 はじめに

本件訴訟は、石木ダム建設工事並びに付替道路工事の差止めを求めるものです。

被告長崎県らは、石木ダムは、佐世保市の水道用水を確保するという利水面について石木ダム建設の必要性が高いと主張します。

しかし、これまで私たちは、昨年の提訴以来、利水面について石木ダムの具体的な必要性は、全く存在しないことを繰り返し主張してきました。

そして、私たちは、今回提出した別途行われている事業認定取消訴訟で昨年12月と今年1月の計3日にわたり実施した3人の証人尋問によって、石木ダム建設の必要性がないことが、さらに一層明確になったと確信しております。そこで、私たちは、本日の期日にあたり、その証人尋問の結果を踏まえた事業認定取消訴訟で作成した利水面に関する最終準備書面を提出しました。

これから、私たちの主張のポイントについて、簡単に説明いたします。

2 利水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

(1) ①平成24年度予測について

このうち、水需要予測についてですが、私たちは、まず、過去の佐世保市の水需要予測を検討した結果、平成24年度予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることを指摘しました。

なぜなら、私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、毎回、需要予測の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的一貫性や整合性は全くなく、いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通しているからです。

過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに外れまくっていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを物語っています。

そして、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

佐世保市の平成24年度予測は、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用しています。

まず、生活用水について、佐世保市は、需要が「明らかに増加傾向」と述べ、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張しました。

しかし、当時の平成24年度予測の作成責任者であった田中証人は平成16年の原単位が196ℓから平成23年にかけて189ℓに減少している表を見せられても、あくまで「増加傾向」と苦し紛れの回答を繰り返すありさまでした。

さらに田中証人は「受忍限界を超えている」ことについて、「市民の会」からそのような声を聞いたと述べましたが、その「市民の会」とは佐世保市自身が石木ダム建設に向けて作った団体でしかなく、何ら佐世保市民全体の声を反映したものではないことを自白しました。「他の14都市との比較アンケートについて」同様です。田中証人は、どのような基準で同規模都市を選んだのか「詳細は

知らない。把握していない。」と基準の正当性を明らかにできず、ここでも、需要予測が杜撰で不合理なものであることが明らかになりました。

また、小泉証人は、佐世保市が提出した書類の内容を自ら精査することなく、書いてあることをそのまま信じたと述べました。小泉証人は佐世保市の資料を鵜呑みにしたにすぎず、何ら客観的な意見を述べたわけではないこと、佐世保市資料を盲目的に追認したことが明らかとなったのです。

次に、業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いので、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がりに増加すると予測しています。

しかし、田中証人は、過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、平成24年度予測から突如予測手法を変更した理由について、いずれも「分からない」と答えるか、黙り込んで実質的な証言を拒否しました。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても矛盾した証言しかできませんでした。

また、被告の事業認定にお墨付きを与えた小泉教授でさえ、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、決して高くなく、「あるかないかといったらある」程度にすぎないと証言せざるを得ませんでした。

そして、平成24年度予測のでたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増えるという虚偽記載をしていたことは既に明らかになっていました。

今回、田中証人の尋問により、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではなく、佐世保市が、SSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらずに、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることが明らかになりました。

SSKの需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、さらに言えば、捏造に近いとさえ言えるものです。

負荷率、安全率についても、平成24年度予測から突然変更した合理的理由や妥当性について、田中証人及び小泉教授は一切説明できませんでした。

(2) ②保有水源について

以上のようなでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないとい

うことについては、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、私たちは、そもそも佐世保市の主張が何らの法的根拠や客観的根拠がない間違ったものであることを繰り返し主張してきました。

今回の証人尋問でも、田中証人は、その合理的理由を一切説明できず、被告の主張とも矛盾する支離滅裂で不明瞭な証言を繰り返しました。

慣行水利権を保有水源から除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからであることがより一層明らかになったと言えます。

なお、被告は、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しています。

このうち、東京大学の滝沢教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外ですが、証人尋問に応じた首都大学東京の小泉教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しました。

2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物です。

3 まとめ

以上述べたように、利水面における石木ダムの具体的な必要性は、存在しないことが証拠上明白になりました。結局、石木ダムの必要性とは、水はたくさんあればそのほうがいい、防災対策はあるにこしたことはないというレベルにすぎないのです。具体的な必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、不要な石木ダムを建設するなどあり得ないことであり、また多くの長崎県民、佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいません。

この違法不要なダム建設事業に関するいかなる工事も、直ちに差し止められるべきであり、その判断をすることは、少数者の人権を保護する裁判所の責務です。

以上